公共事業終了箇所評価調書

評価確定日(平成16年11月22日)

事業コード	H 1 6 - 建 - 終 - 4			X		分	国庫補助・	県単独		
事 業 名	緊急地方道路整備事業			部	局	名	建設交通部			
事業種別	道路改築事業 (現道拡幅)			課	室班	名	道路建設課	(tel) 2 4 8 6		
路線名等	(主)十二所花輪大湯線			担当	課長	名	佐藤 紀一			
箇 所 名	鹿角市 稲村橋			担	当者	名	主幹(兼)班長 小田	修		
必 会執売し	政策コード ∪ 政 策	名	交流・連	携と	生活	を支	える交通基盤の整備			
総合計画との関連 施策コード 4 施 策 名 地域内交通ネットワーク・生活圏交通の整備										
	目標コード 2 施策目	漂名	県道改良	率						

. 事業の概	要
事業期間	H 9~ H 13(5年) 総事業費 19.5 億円 国庫補助率 5.5/10
事業規模	延長L=200m 幅員W=16.0m(3.5-1.25-6.5-1.25-3.5)
事業の立案に至る背景	(主)十二所花輪大湯線は、大館市十二所を起点とし、鹿角市の観光拠点であるマインランド尾去沢・国指定文化財の大湯環状列石を経由して十和田八幡平国立公園の十和田湖を結ぶ観光道路である。また鹿角市中心部と周辺地域を連絡する生活道路でもあり、当該区間は通学路及びバス路線にも指定されている。しかし、当該区間は幅員狭小(W=5.0m)で歩道もないため、通学児童の安全が確保されていないうえ、稲村橋は昭和8年に架設された老朽橋であり、観光バス等の大型車両の通行には危険な状態となっている。そのため、地域住民の安全確保と老朽橋の架替を早急に図るため、当区間を整備するものである。
事業目的	通学路における歩道未整備箇所の解消(安全な生活環境の確保) 歩道なし 大型車のすれ違い困難箇所の解消(地域づくりの支援) 車道幅員5.0m 未改良区間の解消(道路の防災対策・危機管理の充実) 路肩幅員0.5m 老朽橋の架替(H3の震災点検で早急に架替が必要と判断) 昭和8年架設、設計荷重14t
事業費內訳事業內容	当初計画 最 終
事業終了後 の問題点	隣接工区(街路事業)と調整を図り歩道舗装を統一した結果、材料変更が生じ工事費が増額となった。
住民満足度 等の状況 (事業終了 後)	満足度を把握した対象 受益者 一般県民 (時期: 16年 9月) 満足度把握の方法 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット その他の方法 (具体的に) 満足度の状況 当該区間を利用する地域住民から、歩道設置や車道拡幅により交通安全の確保と交通・交流の利便性が向上した旨の意見があった。
上位計画で の位置付け	 総合計画(前期)における施策「地域内交通ネットワーク・生活圏交通の整備」を支援する事業。
関連プロジ ェクト等	なし

+4		
作品		

選定または継続 指摘事項	改善見直し	保留または中止				
指摘事項への対応						
指標の種類 成乳	果指標 業績指標		況調書 環境課調べ)			
目標値 a 78.3%(H9	・主要地方道の改良率		16年 9月			
		巴握方法				
具体的な把握方法と成果(見込まれる効果) データの出典含む						
	指摘事項	指摘事項への対応 指標名 路線改良率 指標の種類 成果指標 業績指標	指摘事項への対応 指標名 路線改良率 データ等 道路現指標の種類 放果指標 変換が 変			

2 . 所管課の自己評価

観点	評価の内容 (特記事項)	評価結果
有効性	住民満足度の状況 A B C 住民アンケートにおいて、安全な交通の確保や通勤通学時における歩行者の安全性が確保されたという意見が多くだされていた。 事業の効果 A 達成率100%以上 B 達成率80%以上100%未満 C 達成率80%未満 当該事業は計画どおり進捗したが、主要地方道の改良率目標には到達できなかった。	A B C
効 率 性	事業の経済性の妥当性 A B C B / Cが1.15となっており、事業の経済性については妥当である。 コスト縮減の状況 A 縮減率20%以上 B 縮減率20%未満 C 縮減なし	A B C
総合評価	A (妥当性が高い) B (概ね妥当である) C (妥当性が低い) 計画に沿って着実に事業が進捗し、地域住民の交通安全確保が図られており、また住民からも成果が認められることから、事業は妥当であった。	民満足度等

3.評価結果の同種事業への反映状況等(対応方針)

事業開始前の予備調査や設計段階で現場の把握に努め、実施・詳細設計における適正な事業費の把握に努め、コスト縮減に関しても積極的な取組みをし、効率的な事業執行を図る。

4.公共事業評価専門委員会意見

県の評価および対応方針を可とする。